

**改正**

平成20年7月3日規則第15号

平成25年3月25日規則第8号

平成28年3月28日規則第18号

開成町重度障害者医療費助成条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、開成町重度障害者医療費助成条例（昭和50年開成町条例第8号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(医療証の交付申請等)

**第3条** 条例による医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療証交付申請書（第1号様式。以下この条において「申請書」という。）を町長に提出し、障害者医療証（第2号様式。以下「医療証」という。）の交付を申請しなければならない。この場合において、対象者が自ら申請することができないときは、条例第11条第1項第1号から第3号までに規定する者が代わって申請することができる。

2 前項の申請書を提出する場合においては、医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくはこれらの者の被扶養者であることを証明する書類又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者であることを証明する書類を添付しなければならない。

(医療証の交付)

**第4条** 町長は、前条第1項の申請を受けたときは、これを審査し、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件に該当すると認められるときは、医療証を交付する。

2 町長は、申請者が条例による助成を受ける資格を有しないと認めたときは、その旨を重度障害者医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(医療証の更新)

**第5条** 医療証の有効期間は、毎年9月30日とし、10月1日に更新する。

(医療証の提示)

**第6条** 前条の規定により医療証の交付を受けた者は、療養の給付を受けるときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療取扱機関」という。）に医療証の提示をしなければならない。

(医療証の再交付)

**第7条** 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、重度障害者医療費助成事業医療証再交付申請書（第4号様式）により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

**第8条** 対象者は、条例第4条第3項の規定によりその資格を失ったとき、又は新たな医療証の交付を受けたときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(助成の方法)

**第9条** 対象者が療養取扱機関において医療保険各法により療養の給付を受ける場合に要する費用（食事療養費に係る費用を除く。）のうち、対象者が負担すべき額は、開成町が当該療養取扱機関に対して支払う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が療養取扱機関に医療費を支払ったときは、対象者に対し、医療費の支給を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者が他の法令により療養に要する費用の負担を受けることができるときは、当該費用の負担を受けることができる限度において、この規則による助成は行わない。

(助成の申請)

**第10条** 対象者は、条例第10条の規定により医療費の助成を申請するときは、重度障害者医療費助成事業医療助成費支給申請書（第5号様式）に医療取扱機関が発行する領収書を添えて、町長に申請するものとする。

(支給の決定等)

**第11条** 町長は、前項の申請を受理した場合において、医療費を助成することに決定したときは重度障害者医療費助成決定通知書（第6号様式）により、医療費の支給をしないことに決定したときは重度障害者医療費助成不支給決定通知書（第7号様式）により、その旨をそれぞれ当該申請

者に通知するものとする。

(住所・氏名変更等の届出)

**第12条** 対象者は、住所、氏名、その他の事項に変更があったときは、重度障害者医療費助成事業申請事項変更(消滅)届(第8号様式)に医療証を添えて、町長に提出しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

**第13条** 町長は、対象者が条例第3条に規定する対象者に該当しなくなったと認めるときは、重度障害者医療費助成事業受給資格消滅通知書(第9号様式)により当該対象者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償との調整)

**第14条** 町長は、第三者の行為により生じた対象者の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成金に相当する金額を返還させることができる。

(第三者の行為による被害の届出)

**第15条** 対象者は、対象者の受ける医療が第三者の行為により必要となったときは、第三者の行為による傷病届出書(第10号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

**第16条** 町長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付を省略することができる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、開成町重度障害者医療費助成条例により行われた手続については、この規則に基づき行われたものとみなす。

附 則 (平成20年7月3日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成20年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、既に改正前の開成町重度障害者医療費助成条例施行規則第3条第1項の規定により交付された障害者医療証は、平成20年9月30日までの間は、この規則による改正後の第3条第1項の規定により交付された障害者医療証とみなす。

附 則 (平成25年3月25日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月28日規則第18号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**様式**（省略）